東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.155

発行：東濃西部広域行政事務組合

市役所の住所をかたる悪質ネット通販サイト

消費生活相談窓口への相談が一番多い内容は、通信販売に関するものです。
トラブルを防ぐため、申し込みをする前に「特定商取引法に関する表記」の確認をすることは必須です。

先日窓口に「ネットで商品を購入しようとしたら、**特定商取引法に関する表記に書かれている事業者の住所が、市役所と同じになっている。**どういうことか」と相談がありました。もちろん、市役所が販売事業者の訳がなく、悪質な事業者が、市役所の住所をかたったサイトでした。

ネット通販で、会社概要に国内の住所が書かれていたとしても、悪質な通販サイトである場合があるということです。通販サイトを利用する際は、このような事例がある事を踏まえて、細心の注意が必要です。

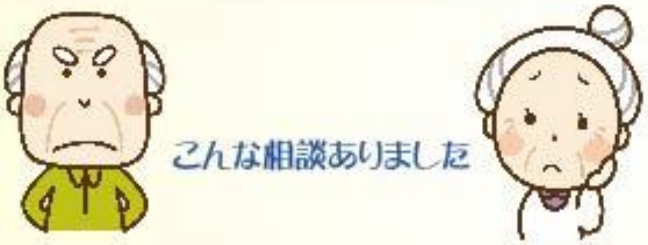

携帯の着信に応答すると、無言で切れた。着信履歴をみると、「＋」から始まる電話番号で、見知らぬ番号だった。過去の履歴も確認すると、「＋」で始まる番号から複数の着信があり、不審である。大丈夫だろうか。

「＋」から始まる着信は、国際電話です。現在、海外からの知らない国際電話が増えています。心当たりのない国際電話は、詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返しもしないでください。国際電話を利用しない場合、固定電話は利用休止をすることができますので、届け出をしましょう。

8 月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14 件
訪問販売	12 件
訪問購入	0 件
通信販売	34 件
連鎖販売	1 件
電話勧誘	8 件
送り付け商法	1 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	6 件

＊不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内
※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時　間／10:00 ～ 16:00　　相談料／無料
相　談／原則予約制　　予　約／相談を受けたい窓口

月～金曜日　多治見市役所本庁舎 くらし人権課／22 - 1134

火曜日　瑞浪市役所 市民協働課／68 - 9748　　金曜日　土岐市役所 生活環境課／54 - 1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合　消費生活巡回相談事業